

令和3年度第2回図書館協議会

開催日時	令和3年10月21日(木) 午後2時30分～午後4時20分
会議場所	阪南市役所 3階 全員協議会室
出席者	会長 嶋田 学 (京都橘大学) 会長代行 谷本 美由貴 (阪南市みんなの図書館を考える会) 委員 下林 奈央 (阪南市立鳥取中学校) 委員 岡田 勝志 (阪南市立朝日小学校) 委員 宮元 早苗 (阪南市立はあとり幼稚園) 委員 森本 典子 (阪南市子ども文庫連絡会) 委員 金寄 弥生 (本のリサイクル運営委員会) 委員 山口 三智子 (図書館フレンズ) 委員 高萩 綾子 (大阪府立中央図書館) 委員 頭師 康一郎 (市民公募委員)
事務局	生涯学習部長 伊瀬 徹 生涯学習推進室長 矢島 建 図書館長 加藤 靖子 図書館長代理 井上 真理 図書館主幹 森下 喜代子
欠席者	福井 貴子 (大阪府立泉鳥取高校)
傍聴者	2名

令和3年度第2回阪南市立図書館協議会 会議録

令和3年度第2回阪南市立図書館協議会を開会する。本日の協議会は、阪南市立図書館管理運営規則第26条第2項により、委員の過半数が出席しているため、成立している。1名の委員から、欠席のご連絡をいただいている。はじめに、橋本教育長よりご挨拶申しあげる。

教育長

挨拶
(公務のため教育長退室)

案件1 令和3年度事業について

事務局

現在の事業の実施状況を報告する。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休止していた、毎週土曜日のおはなし会、月1回の赤ちゃん向けのおはなし会、第1日曜日の紙芝居上演会は、緊急事態宣言の解除を受け、10月から再開した。

自動車文庫運行事業は、第1回協議会にて、軽トラックベースの新車両への更新予定であると伝えたが、入札により業者が決まり、打ち合わせを行っており、令和4年3月までに納車予定である。老朽化が進んだ現在の車両は運行できなくなり、休止しているため、予約本を公用車で運んでいる状況である。新ステーションの募集が、11月広報に掲載される。

森林環境譲与税活用事業としては、サラダホールエントランスに「本のあふ居場所」を作るため、木製書架やブックトラックを購入した。来週納入予定である。9月16日、30日は、「はんなん里山塾」として、森林インストラクターによる、郷土の山を知る講座を開催した。明日10月22日、3回目の講座は、フィールドワークとして俎石山に登る。

図書館内では、9月に昨年より繰り越しとなっていたセルフ貸出機が導入され、利用を開始している。貸出カウンターの横に1台、OPACの横に1台の2台である。カウンターで積極的に案内しており、1か月間の利用者数は延べ1,282人で、9月の貸出者数8,248人に対し、約15%となった。

10月2日土曜日には、阪南市の市制30周年記念式典が開催され、功労者表彰、子どもの権利についてのシンポジウム等が行われた。図書館関係団体として、図書館フレンズ、本のリサイクル運営委員会、朗読ほほえみ、阪南市おはなしの会、あたごともだち文庫、つくし文庫、どんぐり文庫の7団体の皆様が表彰を受けた。図書館でも、「子どもの権利を守ろう」をテーマとした特集展示や、サラダホール屋外で、絵の本ひろばの開催をした。晴天に恵まれ、式典参加者にも、何をやっているのだろうと、目を止めてもらえ、絵の本ひろばのアピールができた。

図書館システムの更新と電子図書館の導入は、プロポーザル方式により業者が決まった。令和4年2月から運用開始予定となっている。

また、大阪府の新子育て支援交付金を活用した、「絵本で育む子どもとのふれあい事業」で、令和4年2月から3月に、土居安子さんを講師に迎え、絵本から幼年読み物につながる講座と、洋書絵本を用いた英語多読の講座を開催予定である。この交付金は、大阪府からの100%補助である。

委員 エントランスの書架にどういった本を置くのか。置くだけか、貸出もするのか、管理は誰がするのか。

事務局 図書館の本を置くことは考えていない。まちライブラリーのようなイメージで、運営を誰に委ねるかは未定である。

委員 運営ボランティアが見つければ、イベントも可能か。

事務局 可能と考えている。

委員 図書館システムの更新によって、検索画面などは大幅に変わるのか。利用者向けに蔵書検索の方法など、講習を企画してはどうか。

委員 新しい機能は増えるのか、電子書籍のベンダーはどこか。

事務局 システムは同じベンダーなので、大きくは変わらない。電子書籍はメディアドゥ（オーバードライブ）である。

事務局 今回のシステム更新での新規サービスは、電子図書館の導入があげられる。メディアドゥは洋書が多いのが特徴である。英語の絵本にはナレーションがついているものも多くある。学校現場でも使っていただけるのではないかと。

会長 電子書籍の財源はどこか、電子書籍の価格は、一般的に紙の本の1.5倍から3倍となっているが、従前の購入費をスライドさせるとなると、紙の本の購入が減ることが考えられるが、その分上乘せされることになっているのか、後年の予算の割り振りの計画や、導入時のタイトル数と今後の見通しはどうなっているのか。

事務局 国の新型コロナウイルス感染症対応交付金を活用している。購入予定の約2,000タイトルと、青空文庫等、購入しなくても使うことができる約10,000タイトルを活用できるようにしたい。今後増やすことや、図書費の増加は難しい。買い切り（ずっと使える）とそれ以外（期間や回数の限定あり）を含めて購入するが、クラウド使用料を支払う必要がある。確保できたタイトルを維持しつつ、資料費の内から、年間50万円程度を確保できればと考えている。紙資料とのバランスを考えて検討していく。

会長 電子書籍については、購入した資料だけではなく、アップロードした自館資料（地域資料）の貸出ができる機能もあると聞いている。その地域にしかないようなものを、デジタルアーカイブとしてだせるとよいのだが、プラットフォーム作りにも資金が必要となるなか、電子書籍サービスを使って見せる事例がある。また、ギガスクールの教材として取り組む事例（札幌市）もある。そういう風に展開していくと良いと思う。

案件2 図書館の指定管理について

事務局 資料に基づき説明

会長 この件について、意見はあるか。

委員 人材について、市職員のワーキングチームとあるが、数年後、図書館の勤務経験のない者が担当になった場合、指定管理者に対して正しく指導・助言・支援・調整ができるのか。指定管理者は、どうしても下の立場になるので市からの要請に反論できないことが多い。事情がわからない者の助言や指導では図書館が回っていかないのではないか。

事務局 だからこそ、生涯学習的機能が必要と考えている。指定管理者制度の導入に際しては、どこの自治体でも図書館担当の職員は置く。だが、担当の職員だけでは継続ができない。チームを作って、担当外の職員も生涯学習という視野の中で、図書館に関する理解を深めてもらう。後任への教育・研修につなげて、図書館とはどういうものか、伝えていくことができる機能になればと考えている。

事務局 当面は現在の職員が担当してやっていけると思うが、次の世代にどういう人員を採用していくか、図書館担当が担うべき業務をどう切り分けるかも含めての仕様書作成によりやく着手したところである。仕様書を作りこむ中

で、必要な人材をどのように確保していくか、段階を踏まえて人事部局と調整して協議を進めていく予定である。

委員 完成した仕様書は市民に公開されるのか。パブリックコメントの募集はするのか。市民のチェックが入れられるのか。

事務局 パブリックコメントは難しいが、仕様書をかためる段階で、市民も含めた事業者を選定する委員会を立ち上げ、市民も参加した仕様書となるようなプロセスを想定している。

事務局 たたき台は図書館が作っていく。市民説明会やこの協議会でいただいたご意見も参考にするので、仕様書に入れるべきところについて、忌憚のない意見をいただきたい。

委員 職員が担う業務と指定管理者が担う業務を切り分けてと言われていたが、具体的にどういう項目を図書館が担うと考えているのか。

事務局 購入資料や除籍資料の最終チェック、子ども読書活動推進会議の事務局などである。会議には、指定管理者の司書も参加し、統計の数字の報告や行事の実施などをしてもらうことになる。

委員 職員の研修はどうするのか。

事務局 図書館関係の研修は指定管理者に任せたい。仕様書には外部の研修には積極的に参加するように盛り込めればと考えている。

委員 指定管理者から、研修に人員・交通費を出せない、とよく聞くので、仕様書に定めておいたほうがよい。

委員 市の職員が担う部分はまさに、専門性が必要である。専門性のない担当職員になったら、図書館として成り立たなくなる。

事務局 選書や除籍の最終チェックは大切なことであるし、ある程度の経験が必要である。どう引き継いでいくか、慎重に考えていかなければならない。

委員 学校貸出について、指定管理者になっても、今までどおり長い期間借りることができたり、同じテーマの資料をたくさん借りることができたりの融通はしてもらえるのか。仕様書にいれてもらえるのか。

事務局 現在のサービスについては、基本的にすべて継続したいと思っている。より良い図書館にするために、プラスアルファを盛り込んでいきたい。

委員 小学校では、ふれあい号がなくなったことを惜しむ子どもたちからの声が、思っていた以上に届いている。図書館から遠いところに住んでいる子どもたちにとっては、ふれあい号は大きな居場所だったようである。先生方も学級文庫の本として利用できていたが、なくなったので、様子が変わってしまったと感じている。ふれあい号の盛り上がりを期待している。

事務局 今は予約していただいた本を運ぶだけのサービスだが、準備が整えば、50冊でも100冊でも運びたいと考えている。

会長 令和4年3月納車ということは、新年度から運行開始となるのか。

事務局 4月から、新しい軽トラック改造車両で運行したいと考えているが、ステーションもまだ白紙の状態である。

会長 子どもたちは特殊車両が大好きで、大きな車に本が載っているというだけでわくわくする。毎月利用していても、初めて来たような反応をする。子どもたちの気持ちを考えると、1日も早く運行してほしい。ステーションも再編するのか。

事務局 同じ場所へ同じ形で行くよりも、新しい場所、求められている場所、大きな車の入れなかった幼稚園、保育所などにも行きたい。

会長 関係者の意見も取り入れ、十分配慮された再編がなされるよう願う。

委員 現在行っている本の配達というのは、学校に対してなのか。

事務局 今まで巡回していた14ステーションに、時間を短縮して配達している。希望のあった本だけを持っていく。小学生には希望の本を申し込むことは敷居が高いようで、本が届いていない状態である。

委員 そのサービスを、子どもたちや先生方は知っているのか。

委員 予約と返却ができることは知ってはいるが、1・2年生に理解は難しい。どこで予約するのか、誰にするのかなど。

委員	例えば、学校図書館が窓口になるとか、先生方がテーマでリクエストするとかする必要があるのではないか。
委員	自動車文庫を利用していた、小学校隣接の幼稚園では、とても残念がっていた。小さい子に予約は難しい。保護者の理解が必要となる。幼稚園の中で絵本を貸出するときも、絵を見て、手に取って選ぶ子がほとんどである。自動車文庫はそういう場だったので、早く復活してほしい。
事務局	学校への巡回をどうするか悩んでいる。5,000冊が500冊になるので子どもたちの需要に応えられるのか、それでも来てほしいといわれるのか、心配している。ふれあい号は平成2年に運行を開始した。その頃の学校図書館は全く閉じた空間で、機能していなかった。そこへ本を届けるために学校を中心にステーションを組んだ。それから30年が経ち阪南市の学校図書館は、まだまだ発展途上であるとはいえ、毎日開館しているようになり、兼務ではあるが、専任司書もつき、読書環境がかなり改善されている。次は来館すること、本に触れることが難しい利用者を対象に切り替えることも必要ではないか。小学生は、学校図書館で本を読むことができる、予約をしたら司書の先生が用意してくれる、市立図書館から本を取り寄せる形も整っている。幼児の本は、保護者に関心がなければ、幼稚園や保育所の本だけになる。先生に読み聞かせをしてもらうだけでなく、自分で本を選ぶという経験をしてほしい。小型車両で実践したい。また、高齢化が進む中、今まで図書館に来ることができたが、免許を返上して来られなくなったという声も聞く。そういうところに、本を届けたい。市内に40近くあるまちカフェ、高齢者施設や幼稚園、保育所に行くことを考えている。小学校では500冊でも来てほしいと思ってもらえるのか。
委員	車の中に入ることにドキドキする。中学年の利用が多い。小学校の近くに住んでいる子と留守家庭児童会の子たちがよく利用している。難しい本はなくてもよい。学年が上がるにつれ、利用が少なくなる。自分が子どもの時は和歌山市立図書館まで遠かったが、月に2回土曜日の午前中にバスが巡回していたので、とてもよかった。コロナの影響で放課後学校に来ることを禁じていた時があり、学校に来る習慣がなくなってしまったのかもしれない。冊数が少なくても、来てくれれば、手に取って、見て、借りるのではないか。
事務局	留守家庭児童会には、50冊ずつ、2カ月毎に配本もしているが、ふれあい号に行って自分で選ぶのが楽しいのかもしれない。ステーションについては、担当から学校教育課を通じて学校の意向を聞き、幼稚園も含めて今後調整していく。

- 委員 たとえ 500 冊でも、厳選された小学生向けの 500 冊なら十分価値がある。学校図書館が充実してきたと言われたが、阪南市の学校図書館の資料費は非常に少ない。幼稚園・保育所・学校の読書環境もよくない。生涯学習センターとして、幼稚園・保育所・学校の資料をもう少し整備してほしい。
- 事務局 本はいくらあってもこれで十分というところがない。市立図書館も年間 700 万円の資料費ではとても足りないと感じる。幼稚園・保育所・学校の資料費が少ないことは認識している。
- 委員 小学校の学級文庫の本が、古すぎる。市町村によって違うのかもしれないが、今の職場の学級文庫の本は、誰も触らない、見ていない、行き場のない本である。もう少しなんとかならないかと思う。リサイクルできないか。使われていなくても、もう少し新しい本にならないかと思う。良い方法を教えてほしい。
- 委員 子どもが幼稚園児の時、そんな状態だった。保護者が図書館の団体貸出を利用して、本を置いてくれた。保護者が動いてくれた。
- 委員 自分が阪南市の学校司書をしていた時は、各学年一人ずつの先生と一緒に図書館に行って、書庫の本を選び、学期貸出を受け、その本を学級文庫の本として利用していた。貸出と返却には行く必要がある。
- 事務局 現在はコロナのため、団体貸出を控えている学校が多い。個人的な意見になるが内容も変わっているような古い本は、古紙としての活用しかないのではないか。図書館の本の除籍は、英語だと weeding（雑草抜き）という言葉を使う。古い本を処分することで残っている本が生きるということ。学校司書の協力を得て整理してはどうか。団体貸出の期間は通常 5 週間だが、書庫の本については 1 学期間の貸出をしており、学期ごとの入れ替えが可能である。小型車両になり学校に巡回ができなくなったとしたら、本の配送のお手伝いをしたい。先生方が本を選びに来てくれれば、選んだ本の運搬は図書館ができるのではないか、自動車文庫にかわるものとして、なにができるか考えてはいる。ぜひ市立図書館の本を利用していきたい。
- 委員 図書館のリサイクルブックをもらって、学校図書館にではなく、学級文庫に置くこともしていた。学校図書館には古い本が、学級文庫では活躍した。

事務局	先月、学校・幼稚園・保育所等、公共機関向けの児童書のリサイクルを実施した。リサイクルでもらわれなかった本は、「リサイクルブックつながり」で販売している。
委員	小学校の廃棄本を、図書館から「リサイクルブックつながり」というルートで販売・廃棄したことがある。相談してほしい。
委員	<p>市民説明会にも参加したが、基本的なところで納得できていない。指定管理になって市税の有効利用になる、市立の図書館であることは同じといっても、民間は利益を出そうとするはずなので、それならば、その利益を市民に還元してほしい。今の市立図書館の質を落とさずに継続してほしいと心から願っている。生涯学習センター的機能は、専門知識を持った人で継続してほしい。今の公民館も市が指定管理者をコントロールしているとは思えない。専門性のない市職員が担当になった時に、指定管理者は従わざるを得ないという意見があったが、今は市の方が指定管理者に受けてもらっているので、何も言えないという返答が多い。この金額で受けて、ギリギリのところをやっている、これ以上のことはできないと指定管理者に言われる。指定管理が運営している和歌山市民図書館は利用しにくい。あるべき資料がなく、賑わっているのは1階のカフェ部分だけである。司書に聞いてもピッタリした資料がでてこない。</p> <p>ある程度の金額を出して、しっかりしたところに指定管理を受けていただきたい。阪南市立図書館は、今の司書の人数で、低い資料費で、貸出が多く、職員は忙しいけれど、何とか回っている。蔵書構成も把握していない指定管理者とボランティアで図書館は回せるのか。まともな業者であれば、まず自分たちらしい図書館にしていくために、職員を鍛えるために、最初はボランティアはいらぬというのではないか。そのくらいの業者に担ってほしい。市も研修等で司書を育ててほしい。</p>
事務局	<p>図書館というのは、お金を儲けることができない施設なので指定管理料以外の収入はない。利用が増えても収入が増える施設でもない。指定管理料内で運営することになる。その枠の中で、よりよい図書館にするには、市民のみなさまの協力が必要である。現在も、図書館費という予算があり、その中で運営している。人員削減で職員に時間がなくなり、修理すべき本が山積みになっていたところを、ボランティアのみなさんの協力により修理され、本が棚に戻されている。指定管理者が運営するようになって、この状況は変わらない。図書館を運営するための指定管理料を受け取っているが、それ以上には収入が増えるわけでも儲けるわけでもない、より良い図書館にするために、市民のみなさんのお力をお借りしたい。</p> <p>直営のままでも新規採用がない限り、司書率は下がっていく。図書館の知</p>

識のない職員が人事異動で配属されて、コンピュータで調べて「ありますね、ありませんね」という対応になってしまう。指定管理者制度を導入して切り替えることで、専門職の配置された図書館サービスを続けたいという思いがあった。新しく入った司書がすぐに答えられるのか不安かもしれないが、それは直営であっても同じである。ベテランと言われている職員も、最初は窓口で質問されることが怖かった。一生懸命調べているうちに、身になって、専門職として育っていく。直営であっても民間委託であっても市民の図書館であることに変わりはないので、利用することで職員・スタッフを育てていただきたい。

委員

ボランティアをしているが、今の図書館の業務はボランティアなしでは動いていけないのではないかと感じている。このまま指定管理者になると、ボランティアの活動付きで引き継ぐことになってしまうのではないか。これは健全な運営方法なのか疑問に思う。忙しい中の手伝いはボランティアとしては当たり前かもしれないが、業務の一部となってしまうたらボランティアと言えるのか。質問に、「…していきたい、…しようと思う」と回答されているが、指定管理業者に、「それはできません」と言われたらどうなるのか。きちんと移行ができるのか。条件をのまない業者ばかりだった場合、どうなるのか。

会長

指定管理者は、ボランティアの受け入れ前提なのか。

事務局

図書館の基幹業務についてはボランティアにお願いすることではないと認識している。プラスアルファの部分を手伝っていただいている。朝の配架や修理、書庫入れ、館内の美化など、より良い図書館にするために、ボランティアは必要なものである。資料・情報を提供するという部分については、職員が、指定管理者であれば、運営者がするものとする。

事務局

応募者がなかった場合、まず仕様書を見直し、理由を分析して再募集することになる。

委員

仕様を考えるというのは、緩めるということか。そうしないと応募がないと思う。ここだけは守ってほしいというところはたくさんある。どこまで妥協できるのか、覚悟を聞きたい。

事務局

公民館の場合、仕様書を変えずに再募集したところ、応募があった。周知が足りなかったのかもしれない。具体的な手段はその時の状況によって変わってくると思うが、速やかに選定委員会で議論して速やかに再募集していく。

委員 図書館基幹業務とはなにか。配架や修理は基幹業務ではないのか。それは仕様書に盛り込まないのか。盛り込むのなら、ボランティアの必要はないのではないか。ボランティアの活動が指定管理者の儲けになるのではないのか。

事務局 配架や修理も図書館の基幹業務ではあるが、ボランティアの方に協力してもらっている。数値で測れるものではない。レファレンスで本を紹介するにしても、1冊紹介して終わるのか、さらにこれも、これもあります、と紹介するのか。時間をかければより良い回答を返すことができる。ボランティアの援助を受けることでできた時間でより良い仕事ができている。それは指定管理者でも同じである。新しい本を選ぶ、レファレンス、読み聞かせ等に時間を充てられる。より良い図書館にしていくためには、市民のみなさんの援助があることがありがたい。

委員 お人好みな考えではないか。手伝ってくれるなら、人件費を抑えようとするのではないか。ボランティアと連携して人件費を下げない、手伝ってくれる分他の仕事をしようという経営者であればよいが。

委員 そういう考えの経営者であれば、ボランティアは来ない。ボランティアをする人たちが、この図書館だったら手伝いたい、と思えるかどうか。

委員 仕様書にそこまで盛り込めるのか。リスクもあると思うがどう考えるか。指定管理にするとサービスが下がるということではないか。

事務局 確かにリスクはある。サービスは上がる可能性も下がる可能性もある。上がるように努めるとしか言えない。仕様書にも盛り込んで、指定管理者が決まっても、仕様書どおりの運営をしてくれるかどうかは、始めて見なければわからない。話し合って、サポートして、よい方向に行くように、サービスが向上するように、指定管理者も、市の担当者も努力する。今はそうとしか答えられない。

会長 受託者が民間事業者であれば、会社として利益を上げなければならないが、NPOであれば利益を当該事業に再投資して、お金を回せる。ここが大きな違いと感じた。再投資によってサービスが向上していく。また、2018年から図書館が指定管理者制度になっている明石市が、自治体職員として岡山県から専門職を招聘して、本を中心とした読書のまちづくりを推進している。市長部局に図書館を所管する課があり、専門職を置いて、子育て支援などを中心に移住定住に力を入れている。図書館という施設が中心にあり、うまく

グリッブして政策に沿わせている。阪南市の職員の人員削減については、司書をゼロにというのは理解できない。例えば、保健師がゼロになるということがありえるのか。法律の縛りがあって、そんなことはもちろんできないと思うが、残念ながら、図書館についてはどの法律を見ても、司書を必ず置けとは書いていないので、ゼロにすることは可能である。しかし、市民が図書館に協力したり理解したりして、高いレベルのものを希望しているというのであれば、たとえ1人でも2人でも、学校図書館教育の中で支援するなど、生涯学習センター機能の中で図書館の資料情報提供機能を生かし、継続的に司書を配置して、指定管理者と住民という2つの民と公、この公民連携をめざすということとはできないのか。

事務局 図書館は利益をあげられないということもあり、文化センターと一体化にしたことはひとつの手法である。明石市の事例は非常に参考になる。内部でも経験を積み重ねていく。将来を見据えて人事部局とも協議を重ねていく。

委員 中央公民館の担当職員は何人か

事務局 正規2人、短時間職員0.6人の計3人である。

委員 図書館は公民館のような箱ものではないので、選書の最終チェックなど、中の業務にある一定の人数は必要である。教育機関との連携にも人員は必要である。府立図書館では、教育センターと連携した保育士への読み聞かせの研修は、保育士の入れ替わりが多いこともあり、断る場合もあるほどの人気である。読み聞かせの研修などは市町村レベルの図書館でも、司書の層を厚くして、担っていただきたいと思っている。子育てのまちにつながるのではないか。

委員 図書館の担当職員は、具体的には何名配置するのか。

事務局 図書館担当の仕事のボリュームを見定めたくうえで、これから人事部局と調整していく。現時点では何人とはお答えできない。

委員 受託者は文化センターで儲けたいため、そちら重視にならないか。図書館は適当に扱われることはないのか。

事務局 複合施設は全国的にはあまりない。それぞれ単独で募集するのが指定管理者制度の大きな流れではある。阪南市は建物が一つなのでジョイントベンチ

ヤーとして募集する。1社で両方担える企業はないと思っている。文化センターはお金儲けをしようと思えばできる、一方で図書館は指定管理料だけが収入で、よい仕事をしたからと言って、収益が増えるわけではない。セットにすることでリスクは考えられるが、選定委員会で適切な事業者が選ばれるような仕様書になるように考えている。

会長

その他ないか。

事務局

今年度第3回の会議は、令和4年2月10日木曜日を予定している。ご出席をよろしく願います。